

北秋田市し尿処理施設(4月1日供用開始)

#### 組合史年表 (抜粋)

1964年 1月 鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、 上小阿仁村が組合でし尿処理施設 をつくるための協議を行う。

同年11月 鷹巣町外2か町村の組合設立総会 (鷹巣町、森吉町、上小阿仁村)以後、 1965年に合川町、1968年に阿 仁町が加入。

1967年1月 し尿処理施設建設工事竣工

同年3月 米代流域衛生センター落成式

1968年10月 二ツ井町と藤里町が加入、鷹巣町 他6か町村衛生施設組合とする。

1978年11月 し尿処理施設改造工事完了

1994年3月 し尿処理施設建設工事竣工

同年6月 米代流域衛生センター落成式

2005年3月 名称を北秋田市周辺衛生施設組合

2020年 2 月 組合解散式

同年3月 組合解散

#### 北秋田市の家庭からくみ取りされたし尿 や浄化槽汚泥は、これまで北秋田市・能代 市(旧二ツ井町地区)・藤里町・上小阿仁 村の4市町村で構成される北秋田市周辺衛 生施設組合が運営する「米代流域衛生セン ター」で処理を行っていました。 米代流域衛生センターは、平成6年4月

の供用開始から23年が経過しており、老 朽化に伴う維持補修費の増加などから、令 和2年3月31日をもって運転を停止し、 組合も解散することとなりました。旧し尿 処理施設の竣工から、米代流域衛生セン ターの施設更新を経て、56年間の長きに わたる生活衛生の保全に努めてきた歴史に 幕を閉じることとなります。

今後のし尿や浄化槽汚泥は、施設の運転 停止・組合解散にあわせて整備を進めてき た「北秋田市し尿処理施設」で処理するこ ととなり、現在、新施設では試運転を行っ ております。

新施設は、環境学習のための見学設備を 有する充実した施設となっており、焼却施 設や下水処理場と連携した効率的・安定的 な処理体制の構築を目指し、令和2年4月 1日より供用を開始します。

間 生活課環境係 ☎62-1110

# 衛 組

H

## 4月1日から 「水道お客様センター」を 開設します



【お問合せ】(3月中)上下水道課業務係 ☎72-3113

#### 上下水道料金徴収業務を 民間事業者に委託

水道・下水道等の料金の 支払いや開閉栓に関する 4月からのお問い合わせは

水道お客様センター **☎**0186-67-6052

水道お客様センターの社員 や検針員は、身分証を携帯し ます。不審に思われたときは 身分証の掲示を求め、確認し てください。

市では、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、北秋田市 水道局を開設し、同時に水道・下水道に関する一部の業務(メーター検 針や料金徴収など)を民間事業者に委託します。

4月1日からは、委託先業者が宮前町庁舎1階に「水道お客様センター」 を開設します。これまで市役所で行っていた水道料金・下水道等使用料 の徴収や相談、開閉栓(使用開始・中止)のお申し込みの受付などの業 務はすべて「水道お客様センター」で行います。

水道・下水道等の利用や支払いに関する主な変更内容は下記のとおり です。

◆委 託 先 株式会社トータルオフィスマネージメント (本社・横手市十文字町)

◆所 在 地 宮前町庁舎 1 階 北秋田市宮前町4-15(北秋田市水道局内)

◆営業日時 午前8時30分~午後5時15分 (定休日は市役所と同じ)

◆業務内容 ①窓口業務 ②水道料金・下水道等使用料の徴収及び

相談 ③使用開始・中止・名義変更等の届出受け付け 4)給水停止・解除 (5) ①~4)に関するお問い合わせ

#### ■コンビニ・郵便局・スマホで 支払いができるようになります

令和2年4月発送分の水道料 金・下水道等使用料から、金融機 関窓口に加え、新たに全国のコン ビニエンスストアや東北管内の郵 便局で支払うことができるように なります。また、納付書に印刷さ れたバーコードをスマートフォン やタブレット等の電子機器で読み 取り、自宅で簡単に支払えるよう になります。

(※利用可能な店舗やスマホアブ リは納入通知書に記載されます。)

#### ■水道・下水道の合計額での 支払いとなります

令和2年4月発送分の納付書及 び引き落としから、水道料金と下 水道等(農業集落排水、浄化槽) 使用料の合計金額での支払いとな ります。また、引き落とされた通 帳にも合計金額での記載となりま

#### ■開閉栓のお申し込み先が変 更となります

開閉栓の手続きは、電話又は専 用WEBページから3日前までに 手続きをお願いします。

なお、4月1日から、WEB上で の水道・下水道の使用開始・中止 のお申し込みは「水道お客様セン ター」専用サイトからになります

4月からの 開閉栓インターネット受付URL http://suisui.center.kitaakita/ks/ **国 を** 



### 4月1日から し尿のくみ取り料金の改定について

北秋田市のし尿のくみ取り料金について、適正な収集運搬業務を継続していくため、令和2年4月1日 より、次のとおりし尿のくみ取り料金が改定されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

現:基本料金 1,296円/180L(税抜) 従量料金 7.2円/L(税抜) 新:基本料金 1.512円/180L(税抜) 従量料金 8.4円/L(税抜)

間 生活課環境係 ☎62-1110

し尿のくみ取り の依頼は各業者 へ直接お問合せ ください。

業者名	電話番号	担当区域
(有)鷹阿二清掃興業	0186-62-1553	鷹巣、森吉、阿仁
(株)二幸共同黄金社	0186-72-3422	合川、森吉
(有)みらい環境	0186-62-2439	鷹巣

広報きたあきた 2020.3.1 広報きたあきた 2020.3.1 2